

宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領実施細則

平成 19 年 6 月 25 日
福祉保健部指導監査・援護課

この実施細則は、宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証要領（以下「要領」という。）に定める評価機関の認証に関し、必要な事項を定めるものとする。

（法人格）

第 1 条 要領第 2 条第 1 項第 1 号に規定する「法人格」とは、公益法人、特定非営利活動法人、株式会社等の法人の形態を問わず、法令等の定めにより付与された法人格をいう。

（福祉サービス）

第 2 条 要領第 2 条第 1 項第 2 号に規定する「福祉サービス」とは、社会福祉法第 2 条に規定する社会福祉事業として提供されるすべての事業（但し、社会福祉法第 2 条第 2 項第 7 号に規定される生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業、同法同条第 3 項第 1 2 号に規定される福祉サービス利用援助事業、同法同条同項第 1 3 号に規定する連絡又は助成を行う事業を除く。）をいう。

（評価調査者の要件）

第 3 条 要領第 2 条第 1 項第 3 号に規定する評価調査者の要件は次のとおりとする。

区分	細区分	該当する者
a 組織運営 管理業務	3年以上経験している者	常勤職員が10人以上の法人組織において、法人の運営方針の決定に関与する役員として3年以上従事している者
	同等の能力を有していると認められる者	常勤職員が10人以上の法人組織の役員ではないが、法人組織内で10人以上で構成される部署を統括する監督又は管理の地位にあり、部署の運営方針の決定に関与する業務に3年以上従事している者
		公認会計士、税理士、社会保険労務士のいずれかの資格を有し、当該業務に3年以上従事している者
b 福祉、医療、保健分野	有資格者で当該業務を3年以上経験している者	医師、保健師、看護師・准看護師、社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員、保育士の資格を持ち、当該業務に3年以上従事している者

学識経験者で当該業務を3年以上経験している者	大学・短大・専門学校において、福祉・医療・保健分野の教育・研究に3年以上従事している者
同等の能力を有していると認められる者	行政、社会福祉協議会の常勤職員として、3年以上福祉サービスに関する指導、研修、助言に関する業務に従事している者

(公開)

第4条 要領第2条第1項第6号に規定する「公開」とは、ホームページでの公開の外、評価機関の事務所において書類を備えておくなど、誰もが閲覧できる状態にしておくことをいう。

(実地審査)

第5条 要領第4条第1項に規定する「実地審査」は、別に定める「宮崎県福祉サービス第三者評価機関認証実地審査実施要領」に基づき実施する。

(評価委員会)

第6条 要領第6条第1項第1号ただし書きに規定する「評価委員会」の委員は、次に掲げる者であって、それぞれの区分から2名以上の同数により構成すること。この場合において、当該委員には評価機関の代表者、理事等、その他雇用関係にある者を含めてはならない。

- (1) 福祉・保健・医療、法律、経営学等の学識経験者
- (2) 社会福祉事業の経営者又は従事者
- (3) 福祉サービス利用者又は市民

(評価機関が関係する事業者)

第7条 要領第6条第1項第2号に規定する「評価機関が関係する事業者」とは、評価機関が、コンサルタント業務、会計業務、調理業務などを通じて経営等に関係しているか、又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設及び事業所をいう。

(評価調査者自ら所属等で関係する事業者)

第8条 要領第6条第1項第3号アに規定する「評価調査者自ら所属等で関係する事業者」とは、次の各号に掲げる法人が経営する施設及び事業所をいう。

- (1) 評価調査者が現に所属する法人又は過去に所属していた法人
- (2) 評価調査者の4親等以内の親族が現に所属する法人

(評価調査者自ら業務等で関係する事業者)

第9条 要領第6条第1項第3号イに規定する「評価調査者自ら業務等で関係する事業者」とは、評価調査者が、コンサルタント業務、会計業務、調理業務などを通じて経営等に関係しているか、又は過去3年の間に経営等に関係していたすべての施設及び

事業所をいう。

(認証の取消)

第10条 要領第8条第1項第3号に規定する「一定期間」とは、概ね2年以上の期間をいう。

(不正な行為)

第11条 要領第8条第1項第5号に規定する「不正な行為」とは、次に掲げる各号をいう。

- (1) 評価の信頼性を損なうような評価を行うこと。
- (2) 評価を行った事業者から評価料金とは別に金品を受けること。
- (3) 守秘義務に違反すること。
- (4) サービス利用者や事業者の人権を侵害すること。
- (5) 評価契約を破る行為を行うこと。
- (6) 法令に違反すること。
- (7) その他社会通念上不正な行為と認められる行為

附 則

この細則は、平成19年6月25日から施行する。